

2016年10月14日  
株式会社イオン銀行

## 生命保険(特定保険契約)の代理店手数料の開示等について

株式会社イオン銀行(本店:東京都江東区、代表取締役社長:渡邊廣之)は、2016年11月1日より、お客さま本位の取り組みを実践するため、「金融商品勧誘方針」にもとづき、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

### 1. 保険代理店手数料の開示

イオン銀行が取り扱いしている生命保険商品のうち、特定保険契約(※1)の代理店手数料について、保険会社各社からの同意を前提に自主的に開示いたします。代理店手数料は保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

イオン銀行が保険会社から受領する代理店手数料について、保険会社各社と合意できた商品から順次、契約時に一括して受領する方式から「販売手数料」(※2)および「継続手数料」(※3)に分けて受領する方式に変更してまいります。

当行では、保険商品をはじめとした資産運用商品の全般において、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めておりますが、保険商品においても募集時のみならず、契約期間を通じた情報提供やアフターフォローを行う基本姿勢を反映する体系とすべく、代理店手数料の受領方式を変更することといたしました。

今後も、お客さまの幅広い金融ニーズにお応えするべく、安全・安心、便利でお得なサービスの充実に努めてまいります。

- ※1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が該当いたします。
- ※2 保険契約時に当行がコンサルティングの対価として販売額に応じて保険会社から受領する手数料です。
- ※3 契約後のアフターフォロー等の対価として保険会社から定期的に受領する手数料です。

以上